ファクト・シート

非入国移住のF・M・J学生及び交換渡航者用

I-901 SEVIS の手数料

- 2004年9月1日から米国議会で義務づけられ、学生・交換渡航者プログラム (SEVP)
- の費用を賄う為の手数料をDHS (DHS) が取ります。
- この手数料は外国人学生と交換渡航者に掛かり、学生・交換渡航者プログラム (SEVIS)
- の管理・持続、応諾的活動の維持、そして学生や学校等への情報及び補助を提供する為の SEVIS の連携係の設置に使用されます。
- 中には外国人学生・交換渡航者の執務室や自動化システムの維持の為、年度や学期ごとに手数料を請求する 学校も在ります。これ等の手数料は米国政府が義務付けている物でも回収している物でもありません。

901の手数料の支払いはアメリカ合衆国の非入国移住の学生・交換渡航者の情報を回収・維持・管理する自動システム・ SEVIS に記録・証跡されます。

手数料を払うのは誰ですか?

オーペア・プログラム

キャンプ・カウンセラー・プログラム

学生又は交換渡航者として2004年9月1日以降の目付のI-20用紙又はDS-2019

を用いてアメリカ合衆国への入国願いがある者。プログラム・コードが G-1、G-2、G-

3で始まる明示で連邦政府がスポンサーしている交換渡航プログラムの参加者はこの手数料が掛かりません。学生や交換渡者 (J-2) の配偶者と依存している子供 (F-2, M-2) はこの手数料を支払う必要がありません。 **手数料はいくらですか?**

学生 (F-1、F-3、M-1、又はM-3)	100ドル
学生や交換渡航者の配偶者と依存している子供 (F-2、M-2、又は J-2)	無
下記に分けて記載されている以外の交換渡航者 (J-1) :	100ドル
連邦政府がスポンサーの交換渡航者プログラム (プログラム・コードが G-1、G-2、又はG-3で始まる物)	無
夏季中仕事・旅行プログラム	35ドル

学生や交換渡航の見込みがある人はいつ SEVIS の手数料を支払うのですか?

• アメリカ合衆国への入国の際、ビザを必要とする志願者は必ず米国大使館や領事館にビザの面接を受けに行く前に SEVIS の手数料を支払わないといけません。

35ドル

35ドル

- カナダ・バミューダ・バハマ等及び他一部の諸島 (8 CFR 212.1a参照) の市民権をお持ちの志願者で、アメリカ合衆国への通関手続き地で F-1、F-3、M-1、M-3、又は J-1 の資格の取得に出願する人は必ずその通関手続き地に到着する前に SEVIS 手数料を支払わなければなりません。
- 今現在アメリカ合衆国に居る非入国移住者で学生や観光渡航者の身分を志願する人は必ず各自の身分変更志願書を記入する前に手数料を支払わなければなりません。

手数料はどうやって支払われるのですか?

- オンラインでクレジットやキャッシュ・カードを用いてインターネットのwww.FMJfee.comの I-901フォーム (一部の F、M、と J の非入国移住者の送金手段の手数料)を記入するか;
- 郵送で完全な I-901 用紙と米国の銀行から引き出し米国通貨で支払える小切手かマネー・オーダーを提出する;又は
- 学校やスポンサーの第三者を通して;それか
- 選ばれた交換プログラムのスポンサーからのまとめ・グループ払いを通じて。

手数料の支払期限はいつまでですか?

手数料は支払いのSEVIS

への寄託・記録が確実に予定のビザ面接前にされる様に支払われなければなりません。SEVIS を利用して面接領事官が支払いの確認をします。十分な工程時間を取る為、手数料は下記までに支払われなければなりません:

- インターネットでの提出はビザ面接の最低、平日三日前までに。
- 普通郵送での提出の場合、ビザ面接まで平日15日間は置くべきです。この時間枠でI-901 に記載してある国土安全保障局のあて先で手数料の支払いを受け取り、SEVISに寄託・記録される 為の十分な時間が確保できます。
- 正確さを保つ為、地元の郵送過程の時間も足してください。

支払いはどうやって確認されるのですか?

支払いはSEVIS システムに記録されます。しかしビザ面接に I-797 用紙又はインターネットからの領収証を持参する事を推奨します。

- 国土安全保障局が受け取った全ての支払いの正式領収証書 (I-797) を発行します。
- 郵送で支払う者はは30ドル増しで1-797領収証の速達便を要請出来ます。
- インターネットで支払う者はその場で電子領収証を支払い時に即印刷出来ます。

継続の学生 (プログラムを開始したがまだ終了していない F-1、F-3、M-1、又は M-3 の非入国移住者) の場合、SEVIS の手数料はいつ支払われなければいけませんか?

継続の学生は下記前にSEVIS の手数料を支払わなければなりません:

- 資格が5ヶ月以上切れている場合の復権の志願;もしくは
- 公認の伴わなかった留学で5ヶ月以上不在で新しいビザを志願してアメリカ合衆国に戻る時;又は
- F-1 と F-3 又は M-1 と M-3 の間での変更以外のF、M、又は J の分級への資格の変更を志願する時。

継続の交換渡航者 (プログラムを開始したがまだ終了していない J-1 の非入国移住者) の場合、SEVIS の手数料はいつ支払われなければいけませんか?

継続の交換渡航者は下記前にSEVIS の手数料を支払わなければなりません:

- 相当長期な違反を犯した後の復権志願場合;もしくは
- 資格が121日~269日間切れている場合の復権の志願;又は
- 交換渡航者の分級を変更を出願している場合でその新しい交換渡航者の分級の手数料が免除の物以外 (プログラム・コードが G-1、G-2、又はG-3で始まる連邦政府がスポンサーのプログラム) の場合。